

令和4年12月8日  
事務連絡

各団体の長 殿

雇用環境・均等局総務課  
雇用環境政策室長

「病気休暇制度に関するリーフレット（改訂版）」の送付について

厚生労働行政の運営につきましては、平素より格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。厚生労働省では、多くの労働者・事業主などの方々に「病気休暇制度」への理解を深めていただくため、好事例集やリーフレットの作成ならびに「働き方・休み方改善ポータルサイト」における発信などを通じて制度導入を促進してきました。

一方、新型コロナウイルスの影響が長期化する中、労働者が安心して休暇を取得するため、病気休暇制度の導入促進に向けて、より一層の取組強化が求められているところです。

貴職におかれましても、この趣旨をご理解の上、送付するリーフレットの電子媒体を用いて広報誌やホームページなどにより周知していただきますよう、ご協力の程よろしくお願いいたします。

<ご参考>厚生労働省 「働き方・休み方改善ポータルサイト」

病気休暇に係るリーフレットや好事例等はこちらでもご覧いただけます。

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuukaseido/recuperation.html>

(照会先) 厚生労働省雇用環境・均等局総務課雇用環境政策室  
TEL:03-5253-1111(内線 7915)

事務連絡  
令和4年12月6日

各府省庁担当課室 各位

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室

### 年末年始期間中に帰省される方への検査受検の呼びかけについて

今秋以降の感染拡大への対応については、先般11月18日に、新型コロナウイルス感染症対策本部において「今秋以降の感染拡大で保健医療への負荷が高まった場合の対応について」を決定いたしました。

本決定においては、今秋以降の感染拡大が、今夏のおミクロン株と同程度の感染力・病原性の変異株によるものであれば、新たな行動制限は行わず、社会経済活動を維持しながら、高齢者等を守ることに重点を置いて感染拡大防止措置を講じるとともに、季節性インフルエンザとの同時流行も想定した外来等の保健医療体制を準備することとしています。

本決定を受け、年末年始期間中、特に帰省する場合には、地元で高齢の親族など多くの人との接触があることから、今般、年末年始期間中に帰省する者に対し、次の呼びかけ・周知を行うこととしました。

- ・ 帰省前及び帰省先から戻った際に検査を受けていただくこと  
特におミクロン株対応ワクチンを未接種の方は、おミクロン株対応ワクチンを接種していただくとともに、積極的に検査を受けていただくこと
- ・ 年末年始期間中（令和4年12月24日から令和5年1月12日まで。以下同じ。）、上記の呼びかけに応じて行われる検査は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の検査促進枠における「ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業」により、無料で行うことが可能であり、全国1万3千箇所以上の検査拠点において検査を受けられること
- ・ 年末年始期間中、主要な駅（駅周辺を含む。）や空港等で臨時の無料検査拠点を拡充すること

については、貴府省庁におかれては、上記について十分ご了知の上、関係団体へ周知いただくようお願いいたします。

# 支えられる安心 支える安心

安心が継続勤務につながる



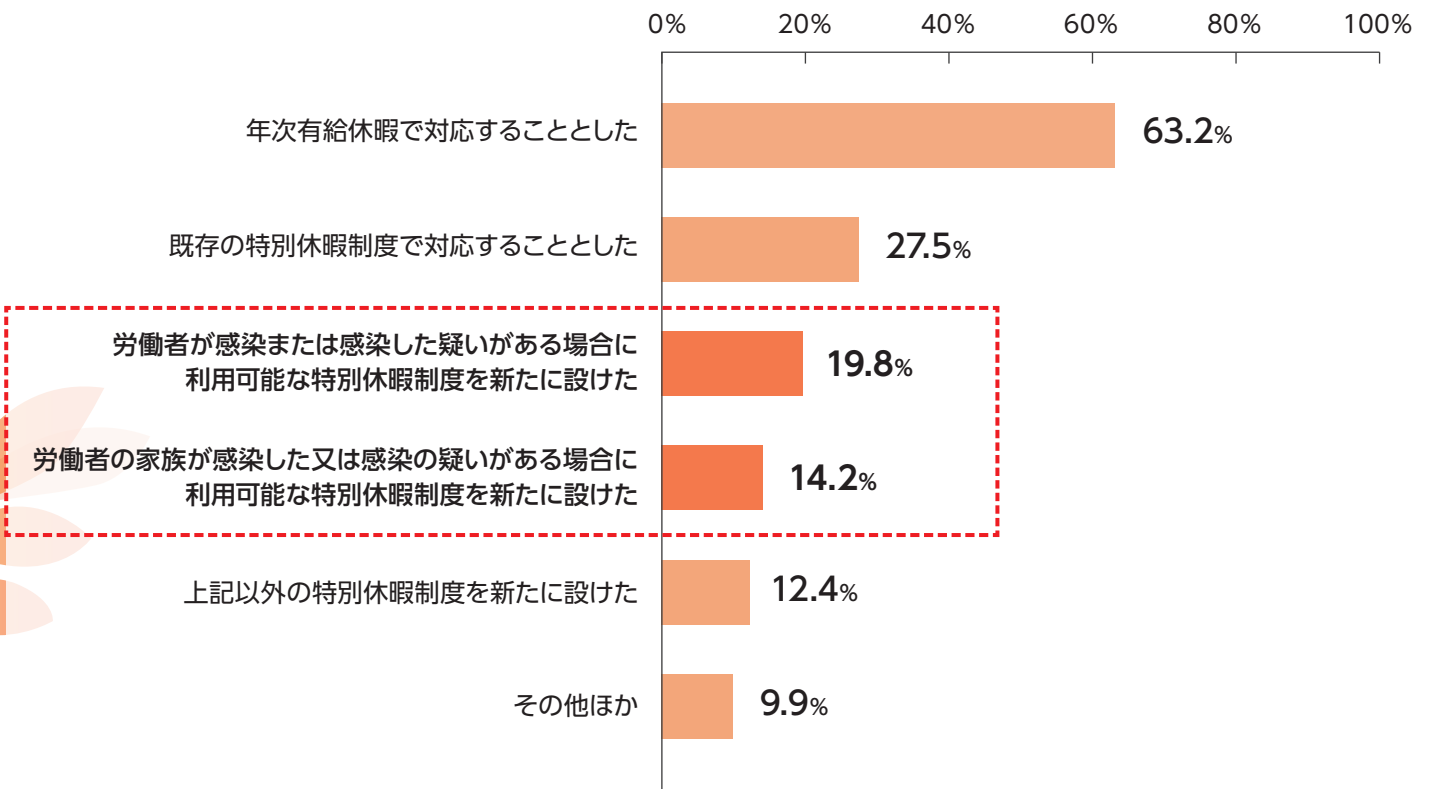
## いま、病気療養のための休暇が必要とされています

働く方々の個々の事情に応じ、多様で柔軟な働き方・休み方を自ら選択できるようにすることは、生産性向上や多様な人材の確保につながります。そのためには、年次有給休暇の取得促進はもとより、今回取り上げます特別休暇の導入によって、働く人々が安心して休暇を取得できることが大切です。

また、新型コロナウイルス感染症など病気の影響により、療養が必要になった場合に取得できる休暇を、年次有給休暇とは別に設けておくことは、万が一に備えたセーフティネットとなり、労働者の安心につながります。



### Q 新型コロナウイルス感染症に関わる休暇の対応状況 複数回答 (n=2,691)



※ 出典：「仕事と生活の調和」の実現及び特別な休暇制度の普及促進に関する意識調査（調査時点令和3年4月1日）

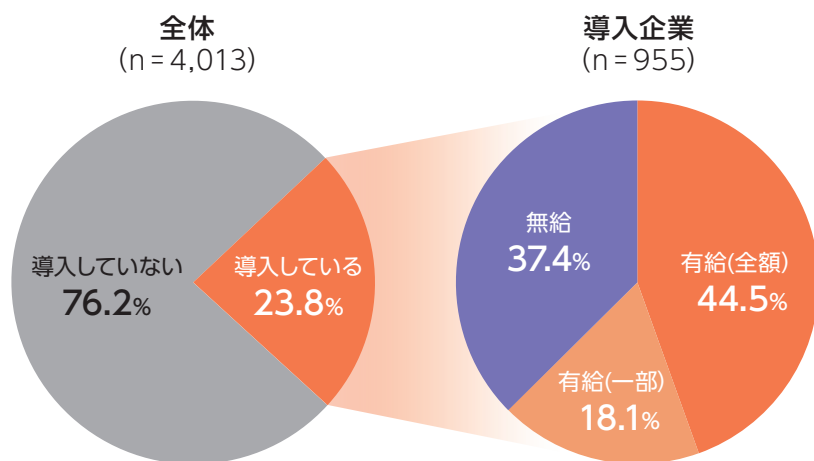
### 🌸 病気休暇制度を導入しましょう 🌸

病気等の際に利用できる特別休暇を設けることで、体調不良等で休みが必要な場合に、年次有給休暇の残日数を気にせず、安心して休暇を取得することができます。年次有給休暇を使い切った場合に特別休暇を取得できるようにしている企業もあります。

# 病気休暇の導入状況等

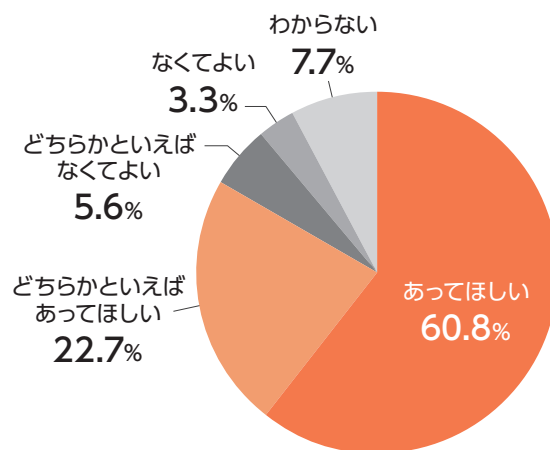
## Q 病気休暇制度の導入企業割合と賃金の支給状況※1

単数回答/企業調査結果



## Q 勤め先に病気休暇制度があってほしいと思いますか?※2

単数回答/労働者調査結果 (n=5,000)



※1: 厚生労働省「令和3年就労条件総合調査」

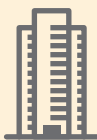
※2: 厚生労働省「[仕事と生活の調和]の実現及び特別な休暇制度の普及促進に関する意識調査」(調査時点令和3年4月1日)

# 病気休暇制度の導入例

### 導入例

# 1

#### A社



当社では、年次有給休暇とは別に、従業員や家族に病気等が生じた場合、5日間を有給で取得できる制度を設けています。

感染症など突発的な理由で休まなければならないことは誰にでもあります。いざというときの病気休暇があることで、従業員は、普段から安心して年次有給休暇を取得することができます。

### 導入例

# 2

#### B社



当社では、短時間の検診や外来通院などに対応するため、1時間単位で取得できる病気休暇制度を設けています。

取得日数は無制限で、通算10日目までは有給扱いです。

長期間の休職制度だけではなく、復職後に短期間取得できる休暇制度を設けることで、従業員が安心して、治療と仕事を両立することができます。

## 病気休暇制度の就業規則

### 記載例

(病気休暇)

第〇条 労働者が私的な負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に、病気休暇を\_\_日与える。

2 病気休暇の期間は、通常の賃金を支払うこと/無給とする。

# 特別な休暇制度について 紹介するホームページがあります

働き方休み方

検索

https://work-holiday.mhlw.go.jp/

厚生労働省が運営する働き方・休み方改善ポータルサイトでは、病気休暇制度など特別な休暇制度に関する情報を掲載しています。

特別な休暇制度を設けている企業の取組事例を見ることができます。

## 働き方・休み方改善ポータルサイト

文字サイズ 標準 大 特大

トップ 概要 自己診断 事例検索 課題別の対策 施策・支援策 労働者の休み方等 各地域の取組 セミナー情報 参考資料

メールマガジン

ユーザー登録をされている方はこちら

働き方・休み方の改善に当たっては、企業の実態を踏まえた上で、経営トップが見直しなどの判断をしていくことが重要です。  
働き方・休み方改善ポータルサイトでは、下記のアイコンから、企業・社員の方が「働き方・休み方改善指標」を活用して自己診断をしたり、企業の取組事例や働き方・休み方に関する資料などを確認することができます。働き方・休み方改革にご活用ください。

<使い方パンフレット> [2.13MB]

<p>企業・社員向け自己診断をしたい</p>	<p>企業の（働き方改革）取組事例を検索したい</p>	<p>労働者の休み方に着目した取組等を知りたい</p>	<p>時間単位の年次有給休暇制度を知りたい</p>
<p>キッズウィーク・地域の休暇取得促進の取組を知りたい</p>	<p>ボランティア休暇・病気休暇など特別な休暇制度を知りたい</p>	<p>勤務間インターバル制度について知りたい</p>	<p>仕事の進め方など課題別の対策を知りたい</p>

ここをクリック